

特定非営利活動法人 至誠

工賃支払規程（就労継続支援 B 型、生活介護 事業）

（目的及び適応範囲）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 至誠（以下「事業者」という。）が設置するあべの作業所（以下「事業所」という。）が行う障がい者の日常生活及び、社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障がい者総合支援法という）に基づく就労継続支援 B 型及び生活介護事業の利用者に対し、支給する工賃について必要な事項を定めるものとする。

（工賃の支払方法）

第2条 工賃は、直接利用者本人に対し、給料袋に入れて支払うものとし、給料袋に当月分の金額を事業者が記入し、領収確認印欄に本人が捺印後、事業所に提出することで確認する。ただし、本人が捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができる。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第3条 工賃は、毎月1回、1日から末日までの分を翌月20日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その前日の通所日に支払う。また、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることもある。

（作業の範囲）

第4条 1日の所定作業時間は、原則、午前10時から午後4時までとし、午後12時から午後1時までは昼休憩とする。所定時間外及び、昼休憩時間は作業を行ったとしても工賃の発生はしないものとする。所定時間内であれば個別支援計画に基づき、作業時間の短縮または延長は自己申告もしくは事業者依頼に応じて変更可能なものとする。

（作業時間の計算）

第5条 作業開始時間（午前、昼休み後）に、遅刻して所定の時間から作業が始められなかった場合は、その時間分の工賃は発生しないものとする。工賃の発生時間単位は15分とし、15分未満の時間に関しては、工賃発生時間には算入しないものとする。

(工賃の支給額)

第6条 工賃の計算は、障がい者総合支援法令の定めるところにより生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額を工賃として支払うものとし、その計算方法は次により算出する。

- 1、販売売上から材料費及び消耗品等の経費を差し引いた金額を工賃総額とする。
- 2、作業評価として、あべの作業所所長と責任者が各々評価した点数の平均値を合計し各個人平均値で除した比率を作業評価とする。
- 3、時間数評価として、各個人の出勤簿より作業時間を算出し、それを合計し各個人の時間で除した比率を時間数評価とする。
- 4、作業評価と時間数評価を掛け合わせ、それを合計し各個人の時間で除した比率を合計評価とする。
- 5、生活介護の工賃算出方法は、時間数評価の合計に単価 50 円を乗じて4で算出した合計評価をかけ合わせた金額を工賃とする。(1 円単位は四捨五入し、支給額が 100 円未満の場合は無支給とする)
就労継続支援 B 型の算出方法は、1 で算出した金額に4の合計評価を乗じた金額を工賃とする。
- 6、その他に、売上低迷時等の場合の補填や、賞与での分配または、材料調達資金用に貯蓄を行う。

(賞与)

第7条 賞与の支給方法として、各々の利用者の年間出席状況で決定し金額を支給する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、事業所長及び管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。